

## 白糠町「太陽のまち」定住奨励助成金交付要綱

### (目的)

第1条 町民憲章にある「太陽の手」を仰ぐ白糠の町民である誇りと責任を感じられる、豊かで明るく美しいまちを象徴する「太陽のまち」を具現化するため、町内で住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する場合や、木造住宅を建築又は購入をする者に対して助成金を交付することで、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、林業及び林産業並びに商工業の振興発展に寄与し、白糠町への移住や定住の促進を図ることを目的とする。

2 白糠町補助金等交付規則（平成13年白糠町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 戸建住宅 共同住宅以外の住宅をいう。

(2) 共同住宅 2以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共用部分を有するものをいう。

(3) 併用住宅 戸建住宅と店舗、事務所等の部分が同一建築物に併設されているものをいう。

(4) 新築 新たに住宅を建築（増築及び改修を除く。）することをいう。

(5) システム 次に掲げる要件に適合したものをいう。

ア 戸建住宅又は併用住宅（以下「住宅等」という。）の屋根又は土地（以下屋根等という）へ設置したシステムが、低圧配電線と系統連系し、逆流が可能な接続となっていること。

イ 未使用品であるもの

ウ 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所又は一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センターの認証を受けていること。

(6) 地域材 町内の山林から伐採された木材及び町内の木材加工場等で加工された製材若しくは製品をいう。

(7) 新規定住者 白糠町に移住後1年以内の者又は第9条の設置完了報告書提出時までに本町に住所を有する予定の者をいう。

(8) 町税等 町税、保育所保育料、町営住宅使用料、介護保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金及び水道料金をいう。

(9) 町内業者 白糠町商工会に加盟する建設業者、設備業者等をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当し、世帯全員（同居を予定している者を含む。）が町税等を滞納していない個人とする。

(1) 町内業者から購入したシステムを町内の住宅等の屋根等に設置をする者で、次に掲げる全ての

要件を満たす者

- ア 白糠町に居住する、又は居住する予定であること
- イ 設置するシステムが3Kw以上であること
- ウ 助成の申込みを行う年度（以下「申込年度」という。）にシステムの設置に係る工事請負契約を締結すること
- エ 申込年度に電力会社と受給契約を締結すること
- オ システムによって得られた電力を自ら使用すること

(2) 地域材を利用して住宅等を新築又は地域材で建築した住宅等の購入（中古住宅を除く）をする者で、次に掲げる全ての要件を満たす者

- ア 要綱第3条第1項第2号の住宅等に、自ら居住する、又は居住する予定であること
- イ 住宅等の施工及び販売が町内業者であること
- ウ 住宅等の建築に使用した地域材がおおむね8割以上であること
- エ 建築する住宅が、営利を目的としないものであること
- オ 新築の場合は、申込年度内に完成するものであること

(3) 住宅等の新築又は住宅等の購入（中古住宅を除く）をする者で、次に掲げる全ての要件を満たす者

- ア 要綱第3条第1項第3号の住宅等に、自ら居住する、又は居住する予定であること
- イ 住宅等の施工及び販売が町内業者であること
- ウ 建築する住宅が、営利を目的としないものであること
- エ 新築の場合は、申込年度内に完成するものであること

（助成対象経費）

第4条 助成の対象となる経費は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) システムに係る助成対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- ア 太陽電池モジュール設置費
- イ 架台設置費
- ウ インバータ設置費
- エ 保護装置設置費
- オ その他附属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）設置費
- カ 発生電力量計設置費
- キ 余剰電力販売用電力量計設置費
- ク 省エネナビ設置費
- ケ その他工事に関する経費

(2) 要綱第3条第1項第2号の助成対象経費は、地域材の材料購入に要する経費とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、それぞれ次に掲げるとおりとし、各号の助成金は併用することができる。

(1) 要項第3条第1項第1号の助成金の額は、システムの最大出力に1kW当たり10万円を乗じて

得た額（1,000円未満の端数切捨て）とする。ただし、50万円を上限とし、本制度による助成を既に受けたことがある者は対象外とする。

(2) 要項第3条第1項第2号の助成金の額は、1軒につき50万円とする。ただし、補助対象経費の納品額がこれを下回る場合は、納品額を上限とする。

(3) 要項第3条第1項第3号の助成金の額は、1軒につき100万円とする。

(申請受付方法)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白糠町補助金等交付規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、工事着手前（住宅の購入にあつては、引渡し前）に、白糠町商工会を經由して町長に提出しなければならない。

必要書類	要項第3条第1項第1号				要項第3条第1項第2号及び第3号	
	町民		新規定住者		町民	新規定住者
	新築	既築	新築	既築	新築購入	新築購入
(1) 課税台帳等の閲覧・照会承諾書（別記様式第1号）	○	○			○	
(2) 住民票謄本の写し（発行後3カ月以内のもの）	○	○			○	
(3) 申請日時点において町内に住民登録をしていない申請者は、設置完了報告書提出日までに住民登録することを誓約する書類（別記様式第2号）			○	○		○
(4) 事業計画書（別記様式第3号）	○	○	○	○	○	○
(5) 第4条に掲げる経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し ※新築の場合は、建築工事請負契約書の写し。建売住宅の場合は、不動産売買契約書の写し	○	○	○	○	○	○
(6) 建築物の位置図、配置図及び平面図	○	○	○	○	○	○
(7) システム設置に係る図面（太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかるもの）の写し	○	○	○	○		
(8) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し	○	○	○	○		

(9) 自己が所有しない住宅等や屋根等に設置する場合は、住宅用太陽光発電システム設置承諾書（別記様式第4号）	○	○	○	○		
(10) 交付対象となる木材製品の見積書（要項第3条第1項第2号の申請のみ）					○	○
(11) その他町長が必要と認める書類	○	○	○	○	○	○

2 申請者は、事業内容の変更、中止、廃止等の事由が生じた場合は、速やかに、白糠町補助金等交付規則第5条第3項に規定する補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書を町長に提出するものとする。

（交付決定）

第7条 町長は、補助金等交付申請書を受理した後、原則として14日以内（補正に要する期間を除く。）に前条第1項の規定に定める書類について審査し、これを正当と認めるときは、助成金の交付の決定を行い、助成金等交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者にその旨を通知する。ただし、提出された補助金等交付申込書等に申請者の原因による不備等がある場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付すことができる。

（実績報告）

第8条 申請者は、事業完了後30日以内又は申込年度の3月15日（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる必要書類を添えて、白糠町商工会を經由して町長に報告しなければならない。

必要書類	要項第3条第1項第1号	要項第3条第1項第2号及び第3号
(1) 事業実績書（別記様式第7号）	○	○
(2) 完成写真（住宅全体及び対象設備の設置状況を撮影したカラー写真） ※ システムについて写真により全てを確認できない場合は、補足としてシステム配置図を添付する。	○	○
(3) 領収書内訳書	○	○
(4) システムを構成する機器の設置費に係る領収書（経費の内訳が記載してあるもの）の写し	○	

(5) 交付対象となる木材製品の納品伝票の写し (要項第3条第1項第2号の申請のみ)		○
(6) 電力会社との電力需給契約の内容が確認できる書類の写し	○	
(7) 竣工検査の試験記録書の写し	○	
(8) その他町長が必要と認める書類	○	○

(助成金の額の確定等)

第9条 町長は、助成金の額を確定したときは、速やかに、白糠町補助金等交付規則第13条第2項に規定する補助金等確定通知書により、その額を申請者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第10条 助成金の支払いは、前条により交付すべき助成金の額を確定した後に、白糠町「太陽のまち」定住奨励助成金請求書（別記様式第8号）により行うものとする。

(助成金の交付の取消し及び返還)

第11条 町長は、助成金の交付の決定又は交付を受けた者がこの要綱に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付した助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付要綱の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたと認められる場合
- (2) 白糠町補助金等交付規則第16条に規定する事由が生じた場合
- (3) 助成金の交付後10年以内に助成対象住宅を譲渡又は売却したとき
- (4) 助成金の交付後10年以内に白糠町外に転居したとき

2 町長は前項の規定による取消しをしたときは、申請者に対し、速やかに、その旨を助成金等交付決定取消・変更通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

(遅延利息)

第12条 申請者は、前条の規定により助成金の返還を命ぜられた場合において、当該返還すべき金額を指定された期日までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第13条 申請者は、助成事業の遂行の状況及び当該助成事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、助成事業の完了した日の属する町の会計年度の翌年度

の初日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(助成期間の終期等)

第14条 助成制度の終期は、特別な事情がない限り3年を上限とする。

2 前項に規定する終期が到来した時は、町は助成金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。